

税務情報

2024 年度税制改正関連情報

経済産業省 – ストックオプション税制における発行会社自身による株式管理スキームに関する資料の公表

2024 年度税制改正では、税制適格ストックオプションの要件が見直され、一定の株式会社が付与するストックオプションに係る年間の権利行使価額の限度額が引き上げられるとともに、ストックオプションの行使により取得した譲渡制限株式について、証券会社等による株式の保管委託に代えてその発行会社による株式の管理も可能とされる等の措置が講じられました。

経済産業省は 9 月 5 日、税制適格ストックオプションに関する情報を集約している「[ストックオプション税制](#)」のページを更新し、2024 年度税制改正に関連する以下の資料を掲載しました。

- [ストックオプション税制 発行会社自身による株式管理スキーム](#)
[租税特別措置法施行令第十九条の三第九項第二号に規定する対象株式等の区分管理の方法（令和六年経済産業省告示第六十九号関係）](#)（PDF 358KB）

この資料は、役職員等が税制適格ストックオプションを行使して取得した株式を発行会社自身で管理するための要件がまとめられたもので、以下の 3 つのセクションから構成されています。

1. 役職員等がストックオプションを行使して株式を取得した場合
2. 役職員等がストックオプションを行使して取得した株式を譲渡する場合
3. 上場（申請）時の対応

1.及び 2.では、2024 年 3 月 30 日付の[官報特別号外第 28 号](#)において告示された「[租税特別措置法施行令第十九条の三第九項第二号に規定する対象株式等の区分管理の方法として経済産業大臣が定める要件（令和六年経済産業省告示第六十九号）](#)」（PDF 123KB）や租税特別措置法等の規定に基づき、区分管理帳簿^(*)の作成・保存に係る要件及び役職員等がストックオプションを行使して取得した株式を譲渡する場合に権利者等や発行会社に求められる対応が解説されています。

3.では、(i) 株式等振替制度への移行及び (ii) 上場に伴う譲渡制限の撤廃について解説されています。たとえば (ii) では、発行会社は上場する場合、その株式の譲渡制限を撤廃する必要があるところ、発行会社自身による管理の対象と

なる株式は譲渡制限株式でなくてはならないため、上場申請前後に譲渡制限を撤廃する定款変更をする旨の株主総会決議をする場合に、株式等振替制度へ移行したとき（株式が振替株式となったとき）にその効力が発生するように条件を付す等の調整をする必要があることが示されています。

- (*) ストックオプションを行使して取得した株式を区分管理するための帳簿をいい、本資料の末尾には、「別紙」として、区分管理帳簿のイメージが掲載されています。なお、「[ストックオプション税制](#)」のページには、「[区分管理帳簿のフォーマット（例）](#)」（Excel 13KB）も掲載されています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL: 075-353-1270

FAX: 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.